

新潟都市計画地区計画の決定（新潟市決定）

都市計画濁川地区地区計画を次のように決定する。

名 称	濁川地区地区計画	
位 置	新潟市北区濁川字大島の一部	
面 積	約 15.9ヘクタール	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は新潟市の北部に位置し、都市計画道路山の下東港線の西名目所インターチェンジに近接し、地区の南側は国道7号新新バイパス濁川インターチェンジに接しているなど、交通の利便性が高い地区である。また、地区の北側は北区西名目所土地区画整理事業による工業団地に隣接していることから、一団の工業団地を形成することができ、雇用の場の創出に資する製造業及び物流系企業の施設用地として整備することで雇用の促進・拡大が図られる地区である。</p> <p>このため、本地区において地区計画を設定し、建築物の適切な規制・誘導を行うことにより、工業系の業務地を主体とした良好な市街地を形成し、かつ保全することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>工業系施設の立地を主体に効率的な土地利用を図ることを基本とし、周辺環境と調和した土地利用の促進を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>工業系施設の集積を図り、隣接地と一体となった工業団地の形成及び保全のため、建築物の用途について適切な規制誘導を行う。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築行為の制限	別紙「開発予定区域図」に掲げる区域内においては、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 109 号）第 9 条第 3 項又は第 21 条第 4 項の公告の前日までは、建築物を建築してはならない。
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二（を）項に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二（い）項第 1 号から第 3 号、第 5 号から第 8 号までに掲げるもの (3) 建築基準法別表第二（は）項第 4 号に掲げるもの (4) 建築基準法別表第二（に）項第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げるもの (5) 建築基準法別表第二（ほ）項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの (6) 建築基準法別表第二（わ）項第 5 号（ただし床面積が 3, 0 0 0 平方メートル以下でかつ当該区域内の工場において製造、加工する製品を主として販売するものを除く。）及び第 6 号に掲げるもの
		建築物の容積率の最高限度	10 分の 20
		建築物の建ぺい率の最高限度	10 分の 6

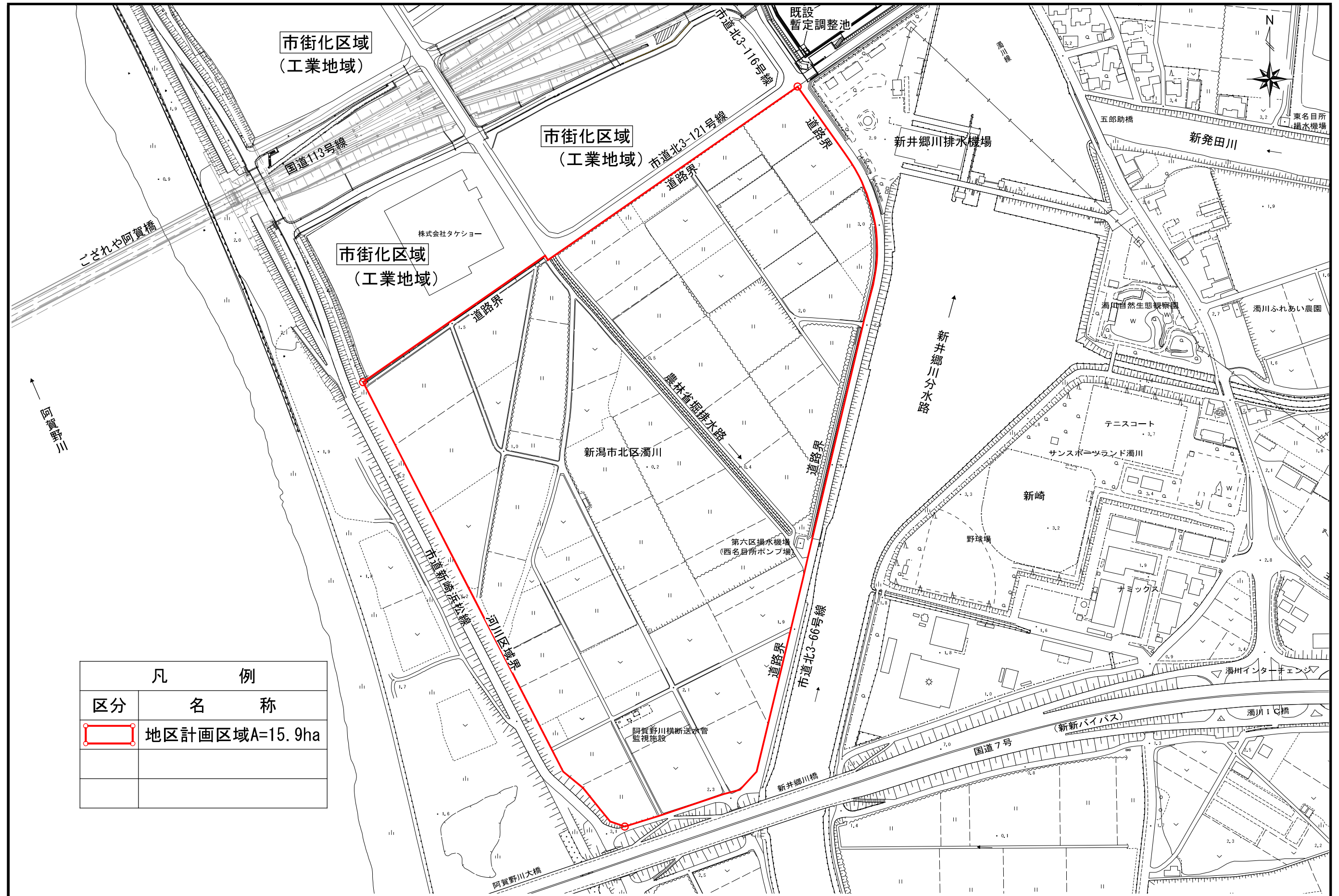
「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」


理由

工業系の業務地を主体とした良好な市街地を形成し、かつ保全するため。

# 計 画 図

## 新潟市北区濁川 地内



凡 例	
区分	名 称
	地区計画区域A=15.9ha

